

建指第 868 号

令和 4 年 9 月 30 日

一般社団法人岡山県建設業協会

会長 荒木 雷太 様

岡山県土木部都市局建築指導課長



都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の改正について（通知）

本県の開発指導行政の推進につきましては、平素から御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり、都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例（平成13年岡山県条例第57号）を改正し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号の条例で指定する土地の区域から、早島町の区域を除くこととなりました。

この改正に係る条例は、令和6年4月1日から施行しますので、貴会会員へ周知してくださるようお願いいたします。

岡山県土木部都市局建築指導課

開発指導班 村下、川内

TEL : 086-226-7503

Mail : kaihatu-kensido@pref.okayama.lg.jp